第３回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議　事　要　旨

１　日　時

令和８年 10 月 23 日（金）　午後２時 55 分～

２　場　所

岡山市北区下石井１丁目４番１号

岡山第２合同庁舎３階　労働局会議室

３　出席者

公 益 委 員　：　２人（欠席１人）

労働者側委員　：　３人

使用者側委員　：　３人

４　審議事項

（１）特定最低賃金額審議について

５　議事要旨

（１）特定最低賃金額審議について

ア　岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について、前回に引き続き審議され、労側から前回提示した引上げ額＋54 円について、その根拠が伝わっていないことから、改めて考えを整理するとして以下の意見が述べられた。

・連合、自動車総連は賃上げ５％を目指すとの方針である。これを踏まえた引上げが必要である。

・労使一体で自動車産業を盛り上げていく、賃上げにより優秀な人材を確保していくという姿勢が必要である。

イ　引き続き金額審議が行われ、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

＋52 円を再提示する。

・基本的な考え方はこれまで述べてきたとおりであるが、一定歩み寄りが必要と判断、再提示に至ったもの。

【使用者側の意見要旨】

再度＋45 円を提示する。

・前回の審議において、検討の結果大幅に譲歩したものであり、現時点でこれ以上の提示は困難である。

（２）労使協議について

労使双方より、労使協議の意向が示され協議が行われた。

労使協議の結果について、労働者側委員が代表して＋50 円で労使合意が行われたことを報告した。

また、発効日については、法定発効とすることとされた。

（３）全会一致による決議のため報告書が作成され、最低賃金審議会令第６条第５項適用により、岡山労働局長へ答申された。

６　配布資料

・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）

・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）